明节末/// 14 14 7

入場制限申請書

年版: 年版	末まで有効
--------	-------

※ 太枠内は、原則として、全ての項目を申請する本人がご記入ください。

提出日	年	月	日	
提出先				
ふりがな				
氏 名				

顔貼	写 付	真欄	
<u>※写真は書類</u> しますので	提出 前の です	時に撮影v ご用意は不 -	を要

チェック

※有効期間が終了する直前に、日本中央競馬会からその旨を通知(郵送)することを希望する場合は、 郵送先をご記入ください。(JRA封筒での郵送となります。)

-170/0	Has a first of the second
郵送先	〒

私は、日本中央競馬会が私本人に対して下記のとおり措置することを申請します。

記

- 一、私が日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)の勝馬投票券の発売日(勝馬投票券の発売終了後を除く。)に全ての競馬場および場外勝馬投票券発売所(除く浦和・J-PLACE)(以下「競馬会施設」という。)へ入場したことを競馬会の職員、その指揮下にある警備員その他競馬会が必要と認める者(以下「スタッフ」いう。)が現認できた場合であって、私が、私本人であることを当該スタッフに認めたときは、当該スタッフが私に対して当該事業所からの退場を促すことを求めることを申請します。
- 一、上記措置を申請するにあたって、以下の全ての事項に同意します。
- (1) 申請者に同行者のある場合に拘らず、上記措置を実施すること
- (2) 申請者の周囲に他者のいる場合に拘らず、上記措置を実施すること
- (3) 中央競馬の勝馬投票券を購入する目的以外で競馬会施設に来訪した場合であっても、 上記措置を実施すること
- (4)申請者又は申請者の同行者が、競馬会施設の入場料及び指定席料金並びに駐車場料金 等を支払っている場合であっても、当該料金等が返還されないこと
- (5) スタッフが退場を促したことを理由に、競馬会施設への来場に要した経費その他退場 に伴う補償等を求めないこと
- (6) 上記措置を実施したスタッフと異なる者が同日中に再び上記措置を実施することがあること
- (7)本申請書の写し、私の写真、私の競馬会施設への入場に関する記録、私に対する上記 措置の実施に関する記録その他競馬会が必要と認める情報について、競馬会が入場制 限に係る業務の範囲内で保有し使用すること
- (8) 本申請書の有効期間は、提出日の翌発売日から翌年の12月31日までであること
- (9) 申請者が本申請書を取り下げることはできないこと
- (10) 本申請書が無効となった後、本申請書と同様の措置を求めるときは、改めて所定の手続きに従って申請しなければならないこと
- (11) 申請者がJRA-UMACA会員である場合は、本申請書提出時に解約手続を 行うこと

事業所使用欄

担当者			上記チェック確認		【全てにチェック】 〇 · ×		
氏 名			【太枠記入者】	本人・本	人以外	【本人立会】	· ×
本人確認書類 運転免許証 ・ その他()	本人の立会いな	く記入代行は不可			
※ 記入代	行者:	氏名	(職員・	家族(続柄:)・その他()

- ※ 記入していただいた個人情報は、入場制限に係る業務以外の目的では使用はいたしません。
- ※ 書類作成後は提出事業所まで申請するご本人が持参してください。(郵送等での受付は行っておりません)